

第296回千葉市開発審査会議事要旨

1 日 時：令和3年4月23日（金）午後3時00分～午後3時54分

2 場 所：千葉中央コミュニティセンター8階 若潮

3 出席者

（1）委員：岡田知也委員、大賀紀代子委員、板谷和也委員、松浦健治郎委員、澤田いつ子委員、長谷部衡平委員

（2）行政庁職員：浜田建築部長、森永宅地課長、川口審査第一班主査、今井審査第二班主査

（3）事務局職員：三田建築管理課長、関谷建築管理課長補佐、中野計画調整班主査

4 議 題

（1）審査案件審議

ア 議案第1号 開発行為の変更許可について

（立地基準）都市計画法第34条第14号

千葉市開発審査会付議基準第9「工場及び研究所に従事する者の社宅及び寮の建築」に該当する開発行為

イ 議案第2号 完了公告後の用途変更の許可について

（立地基準）都市計画法第42条第1項ただし書き

都市計画法第34条第14号

千葉市開発審査会付議基準第8「インターチェンジの周辺における流通業務施設等の建築」に該当する完了公告後の用途変更及び新築

ウ 議案第3号 完了公告後の用途変更の許可について

（立地基準）都市計画法第42条第1項ただし書き

都市計画法第34条第14号

千葉市開発審査会付議基準第17「社会福祉施設の建築」に該当する完了公告後の用途変更

エ 議案第4号 建築行為等の許可について

（立地基準）都市計画法施行令第36条第1項第3号ホ

千葉市開発審査会付議基準第6「屋外施設等の付帯施設の建築」に該当する建築行為等

（2）その他

ア 次回の開発審査会について

5 議事の概要

(1) 審査案件審議

- ア 議案第1号 開発行為の変更許可について
本件は許可相当とすることに決定した。
- イ 議案第2号 完了公告後の用途変更の許可について
本件は許可相当とすることに決定した。
- ウ 議案第3号 完了公告後の用途変更の許可について
本件は許可相当とすることに決定した。
- エ 議案第4号 建築行為等の許可について
本件は許可相当とすることに決定した。

(2) その他

- ア 次回の開発審査会について
次回の開発審査会の開催日は、令和3年5月28日（金）と決定した。